

第6回 JSPO 総務発第 33 号
令和 6 年 6 月 3 日

加盟団体 事務局長 様

公益財団法人日本スポーツ協会
事務局長 岩田 史昭

スポーツ活動中の熱中症事故等の防止について(依頼)

平素より当協会スポーツ推進事業に対し、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、スポーツ庁から別添資料のとおり、当協会宛にスポーツ活動における熱中症事故の防止について依頼がありましたのでご通知いたします。

スポーツ活動中の熱中症事故は、こまめに休憩をとり、正しく対策することで予防することができます。暑熱環境下のスポーツ活動では、水分補給だけでなく、積極的に身体冷却(外部冷却・内部冷却)を実施することが重要となります。貴団体におかれましては、引き続き、関連するスポーツ大会や各種事業における熱中症事故の防止にご留意くださるようお願い申し上げます。

記

1. 依頼内容

スポーツ庁資料および当協会の取組を参考としていただきながら、各団体における熱中症事故等防止に向けた取組をご検討願います。

2. 同封資料

スポーツ庁「スポーツ活動における熱中症事故の防止について(依頼)」

3. 参考情報

①公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ

「熱中症を防ごう」

<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid523.html>

「熱中症予防運動指針」

<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid922.html>

「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」

<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid1437.html#guidebook>

②スポーツ活動中の暑熱対策に関する JSPO 対応方針

当協会では、以下の対応方針のもと、各事業において個別の指針を定め、スポーツ活動中の熱中症予防に努めております。

スポーツ活動中の暑熱対策に関する JSPO 対応方針

1. JSPO が開催する事業においては、「熱中症予防運動指針(JSPO 策定)」に基づき、暑さ指数(WBGT)31℃以上の場合、スポーツ活動を原則中止とする(特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもや高齢者の場合には中止すべき)。
2. 暑熱環境下においてスポーツ活動を実施する場合は、以下の対策を講じるものとする。
 - (1) 競技ルールや慣例にとらわれず、参加者の休憩時間(水分補給や身体冷却のための時間)を設定する。
 - (2) 環境条件に応じて活動時間を調整する(時間帯の変更、活動時間の短縮など)。
 - (3) 参加者が積極的に身体冷却を行えるよう環境を整備する(複数の冷却方法を準備できると良い)。
 - (4) 参加者の体調チェックを毎日実施し、体調が悪い場合は、その日の活動を中止させる。
 - (5) 万一に備えた救急体制を構築し、医師又は看護師の常駐はもとより、熱中症に特化した対応^{*}を、速やかに実施できるように準備する。
※ 救急車の要請⇒涼しい場所への避難⇒身体冷却
3. 暑さ指数(WBGT)に基づくスポーツ活動実施の可否判断を行うフローを取り決め、参加者へ事前に周知する。
→環境条件に応じてスポーツ活動を中止する可能性があることを事前に周知する。
4. 各部署は、上記 3 点に留意し、各事業の特性に応じた個別の指針を事前に取り決め、各委員会または、それに準じる会議の承認を得る。

【本件に関するお問合せ先】

総務部総務課

TEL:03-6910-5801

Email:soumu@japan-sports.or.jp



6 ス健ス第 13 号
令和 6 年 5 月 20 日

公益財団法人日本オリンピック委員会事務局
公益財団法人日本スポーツ協会事務局 御中
公益財団法人日本パラスポーツ協会事務局

スポーツ庁健康スポーツ課長
和田 訓
スポーツ庁地域スポーツ課長
橋田 裕

スポーツ活動における熱中症事故の防止について（依頼）

標記については、例年、御協力をいただいているところでありますが、スポーツ活動中をはじめとして、依然として熱中症による被害が多く発生しております。令和 5 年度の夏の気温は、気象庁による 1946 年の統計開始以降、北日本・東日本・西日本で歴代 1 位（西日本は 1 位タイ）となり、日本国内での熱中症による救急搬送人員数は 91,467 人となりました。

今年の夏は全国的に気温が高いと予想されており、熱中症事故防止のための適切な措置を講ずることが極めて重要です。特に、①活動の場所や種類にかかわらず、暑さ指数（WBGT：湿球黒球温度）に基づいて活動中止を判断すること、②それほど高くない気温の時期から、暑熱順化（体を暑さに徐々に慣らしていくこと）を行うこと、③スポーツ等の活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分・塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと、④熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分の補給、体温の冷却、病院への搬送等を行うこと等が必要です。

スポーツ庁においては、熱中症の事故防止のための適切な措置を講じるよう、都道府県及び指定都市スポーツ主管課に対し、「スポーツ活動における熱中症事故の防止について（依頼）」（別添）のとおり通知しましたので、お知らせします。

熱中症の発生は、梅雨の合間に突然気温が上昇した日や梅雨明けの蒸し暑い日等、体が暑さに慣れていない時期に起こりやすいことを踏まえ、貴団体におかれては、別添を参照し、熱中症事故防止のための適切な措置を講ずるとともに、本件について、加盟・登録団体、その他の関係機関に対しても周知されるようお願いいたします。

また、貴団体もしくは各加盟・登録団体等での研修会や講習会（監督会議、審判講習会、保護者向け説明会を含む）等の機会を活用して熱中症事故の防止に向けた周知・啓発を促進していただくようお願いいたします。その際は、適切な予防措置、指導者等の責任などを記載したチラシ兼ポスター「スポーツ活動における熱中症事故の防止」、スポーツ団体における熱中症対策取組事例集等も是非ご活用ください。

【本件担当】

(スポーツ活動中の熱中症予防一般)
スポーツ庁健康スポーツ課
事業係 担当：藤谷・富澤
アドレス：kensport@mext.go.jp
電話：03-5253-4111(内線 2998)

(子供のスポーツ活動中の熱中症予防)
スポーツ庁地域スポーツ課
地域スポーツ振興係 担当：吉野・山木
アドレス：tiikisport@mext.go.jp
電話：03-5253-4111(内線3953)

各都道府県スポーツ主管課長・スポーツ施設主管課長 殿
各指定都市スポーツ主管課長・スポーツ施設主管課長

スポーツ庁健康スポーツ課長
和田 訓
スポーツ庁地域スポーツ課長
橋田 裕
スポーツ庁参事官（地域振興担当）
田中 一明

スポーツ活動における熱中症事故の防止について（依頼）

標記については、例年、御協力をいただいているところでありますが、スポーツ活動中をはじめとして、依然として熱中症による被害が多く発生しております。令和 5 年度の夏の気温は、気象庁による 1946 年の統計開始以降、北日本・東日本・西日本で歴代 1 位（西日本は 1 位タイ）となり、日本国内での熱中症による救急搬送人員数は 91,467 人となりました（別紙）。

今年の夏は全国的に気温が高いと予想されており、「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考として、熱中症事故防止のための適切な措置を講ずることが極めて重要です。特に、①活動の場所や種類にかかわらず、暑さ指数（WBGT：湿球黒球温度）に基づいて活動中止を判断すること、②それほど高くない気温の時期から、暑熱順化（体を暑さに徐々に慣らしていくこと）を行うこと、③スポーツ等の活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分・塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと、④熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分の補給、体温の冷却、病院への搬送等を行うこと等が必要です。

政府としては、毎年 4 月 1 日～9 月 30 日を期間とする「熱中症予防強化キャンペーン」を実施し、本キャンペーンでは住民の熱中症予防行動を促すため、各省庁が連携して時期に応じて適切な呼びかけを行うなど、国民や関係機関への周知等を強化します。

熱中症の発生は、梅雨の合間に突然気温が上昇した日や梅雨明けの蒸し暑い日等、体が暑さに慣れていない時期に起こりやすいことにも留意し、各位におかれては、下記を参照し、熱中症事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いいたします。

なお、都道府県スポーツ主管課・スポーツ施設主管課におかれては、所管の市区町村スポーツ主管課・スポーツ施設主管課に対して本件を周知されるようお願いいたします。

記

1. 「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」等を参考として、関係者に対して熱中症事故防止に必要な事項の理解を徹底するとともに、「熱中症予防強化キャンペーン」について、関連する部局・課とも連携し、その趣旨を踏まえて熱中症予防に取り組むようお願いいたします。

その際、適切な予防措置、指導者等の責任などを記載したチラシ兼ポスター「スポーツ活動における熱中症事故の防止」（別添1）、スポーツ団体における熱中症対策取組事例（別添2）を作成しましたので是非ご活用ください。

また、全国の市区町村の体育・スポーツ協会や競技団体に対し、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会作成）等の活用状況、暑さ指数（WBGT）に基づく主催大会の中止判断の状況などの熱中症対策状況調査（別添3）を実施しました。その調査結果では、活動の実施可否の判断基準として「熱中症予防運動指針」等を活用している団体が約70%であるなどの状況も見受けられましたので、現状を踏まえ対応をお願いいたします。

2. 環境省のホームページ（熱中症予防情報サイト）では、熱中症の目安となる暑さ指数（WBGT）、熱中症への対処方法に関する知見等の情報を提供しています。

また、「熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）」につきましては、本年度は4月24日より情報提供がされております。これは、熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される際に発表されるものです。熱中症対策を一層推進するため、令和6年4月に気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（令和5年法律第23号）（別添4）が施行し、「熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）」が法律に位置付けられるとともに、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、一段上の「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」（別添5）が新たに創設されました。さらに、市町村長が冷房設備を有する等の要件を満たす施設（公民館、図書館、ショッピングセンター、社会体育施設等）を「指定暑熱避難施設」（クーリングシェルター）として指定できることになりました。本情報も活用しながら、熱中症事故の防止について、適切に対応するようお願いいたします。

3. イベント主催者は施設管理者、警察、消防（救急搬送）、地方公共団体、関係団体と連携しながらイベントを運営する必要があることから、熱中症事故の防止に関し関連する部局・課に対して周知していただくよう、お願いいたします。なお、イベント等の運営に当たっては、強化キャンペーン以外においても、この趣旨を踏まえて適切に対応するようお願いいたします。

4. 学校の水泳プールの開放にあたっては、「学校屋外プールにおける熱中症対策」（平成31年3月、スポーツ庁委託事業により独立行政法人日本スポーツ振興センター作成）等を参考に、子供から大人まで誰もが水泳活動を安全安心に親しめる環境づくりという観点に立ち、地域の実情等に応じて、適切に対応するようお願いいたします。

【本件担当】

(スポーツ活動中の熱中症予防一般)
スポーツ庁健康スポーツ課
事業係 担当：藤谷・富澤
アドレス：kensport@mext.go.jp
電話：03-5253-4111(内線2998)

(運動部活動中の熱中症予防)
スポーツ庁地域スポーツ課
学校運動部活動係 担当：行武
アドレス：tiikisport@mext.go.jp
電話：03-5253-4111(内線3953)

(社会体育施設の熱中症予防)
スポーツ庁参事官(地域振興担当) 付
施設企画係 担当：恩田、泉
アドレス：stiiki@mext.go.jp
電話：03-5253-4111(内線3773)

【参考資料】

- 1 環境省
「熱中症環境保健マニュアル 2022」 (令和 4 年 3 月改訂)
https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php
「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン 2020」 (令和 2 年 3 月改訂)
https://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_gline.php
「熱中症予防情報サイト」
(PC) <https://www.wbgt.env.go.jp/>
(スマートフォン) <https://www.wbgt.env.go.jp/sp/>
(携帯電話) <https://www.wbgt.env.go.jp/kt/>
- 2 気象庁
「熱中症から身を守るために」
<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/kuashou/kurashi/netsu.html>
- 3 公益財団法人日本スポーツ協会
「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」 (令和元年 5 月発行)
<https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid523.html>
「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」改訂のポイント
https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/supoken/doc/heatstroke/heatstroke_leaflet202007.PDF
- 4 独立行政法人日本スポーツ振興センター
「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」 (平成 31 年 3 月発行)
<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/default.aspx?tabid=114>
「スポーツ事故防止ハンドブック」 (令和 2 年 12 月)
<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/tabid/1746/Default.aspx>
「学校屋外プールにおける熱中症対策」 (平成 31 年 3 月発行)
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1905/Default.aspx
- 5 中央競技団体
「安全対策ガイドライン」 (公益財団法人日本陸上競技連盟)
<https://www.jaaf.or.jp/rikuren/pdf/safety.pdf>
「オープンウォータースイミング (OWS) 競技に関する安全対策ガイドライン」 (公益財団法人日本水泳連盟)
https://swim.or.jp/old/11_committee/18_ows/pdf/1003121.pdf
「熱中症対策ガイドライン」 (公益財団法人日本サッカー協会)
http://www.jfa.jp/documents/pdf/other/heatstroke_guideline.pdf
「ボート競技と熱中症について」 (公益社団法人日本ボート協会)
<http://www.jara.or.jp/info/2008/medicine20080602.html>
「バレーボールにおける暑さ対策マニュアル」 (公益財団法人日本バレーボール協会)
https://www.jva.or.jp/play/protect_heat/
「柔道の安全指導」 (公益財団法人全日本柔道連盟)
<http://judo.or.jp/cms/wp-content/uploads/2020/02/anzen-shido-2020-5.pdf>
「熱中症 ソフトボール活動中の予防について」 (公益財団法人日本ソフトボール協会)
http://www.softball.or.jp/info_jsa/joho/osirase/jsa_nettyushou2014.pdf
「熱中症」 (一般財団法人全日本剣道連盟)
<https://www.kendo.or.jp/knowledge/medicine-science/heatstroke/>
「ラグビー外傷・障害対応マニュアル」 (公益財団法人日本ラグビーフットボール協会)
<https://www.jrfuplayerwelfare.com/>
「安全対策 ～熱中症」 (公益財団法人全日本なぎなた連盟)
<https://www.naginata.jp/naginata/heatstroke.html>
「運動中の事故を防止するために～競技団体からの提言～」 (公益社団法人日本トライアスロン連合)
<https://www.jtu.or.jp/news/2014/140711-1.html>
「熱中症再発防止提言」 (公益社団法人日本アメリカンフットボール協会)
<https://americanfootball.jp/wp-content/uploads/2019/09/b110d20d35645f34fccca8b6fc69d9ea6.pdf>
※中央競技団体については、全てを網羅しているものではありません。
- 6 東京都
東京都が主催する大規模イベントにおける医療・救護計画ガイドライン
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kyuukyuu/saigaiiryuu.html>
- 7 公益財団法人スポーツ安全協会
大会主催者向けに安全管理のための啓発資料
<https://www.sportsanzen.org/content/images/other/guide3.pdf>
スポーツリスクマネジメントの実践ースポーツ事故の防止と法的責任ー
https://www.sportsanzen.org/about_us/grjkk1000000f3g-att/grjkk1000000fe2.pdf

熱中症による救急搬送状況(令和5年)
「都道府県別の年齢区分別、初診時における傷病程度別救急搬送人員」

都道府県		令和5年5月1日～9月30日											
		年齢区分別(人)					初診時における傷病程度別(人)						
		新生児	乳幼児	少年	成人	高齢者	合計	死亡	重症	中等症	軽症	その他	合計
1	北海道	0	38	246	992	1,989	3,265	9	75	943	2,192	46	3,265
2	青森県	0	4	95	350	722	1,171	7	40	382	725	17	1,171
3	岩手県	0	6	108	344	822	1,280	1	22	354	892	11	1,280
4	宮城県	0	12	199	845	1,109	2,165	4	58	1,020	1,083	0	2,165
5	秋田県	0	3	63	293	841	1,200	3	69	364	741	23	1,200
6	山形県	0	7	96	341	667	1,111	4	44	275	760	28	1,111
7	福島県	0	6	201	570	1,063	1,840	4	37	447	1,350	2	1,840
8	茨城県	0	12	255	1,013	1,320	2,600	3	53	884	1,654	6	2,600
9	栃木県	0	12	157	512	692	1,373	1	26	429	917	0	1,373
10	群馬県	0	15	192	605	961	1,773	1	73	830	869	0	1,773
11	埼玉県	0	65	579	2,007	3,068	5,719	0	136	1,622	3,959	2	5,719
12	千葉県	0	38	413	1,436	1,880	3,767	0	73	1,185	2,509	0	3,767
13	東京都	4	59	574	2,891	3,797	7,325	1	205	2,445	4,669	5	7,325
14	神奈川県	0	48	394	1,536	2,046	4,024	2	102	1,476	2,444	0	4,024
15	新潟県	0	16	183	737	1,205	2,141	7	89	764	1,277	4	2,141
16	富山県	0	6	58	233	475	772	2	14	268	488	0	772
17	石川県	0	7	83	330	621	1,041	3	26	318	694	0	1,041
18	福井県	0	5	77	226	351	659	0	3	207	449	0	659
19	山梨県	0	4	85	218	340	647	0	8	221	418	0	647
20	長野県	0	15	159	387	737	1,298	2	22	395	877	2	1,298
21	岐阜県	0	23	224	490	939	1,676	1	32	661	981	1	1,676
22	静岡県	0	19	262	750	1,131	2,162	0	37	641	1,484	0	2,162
23	愛知県	0	55	565	1,995	2,807	5,422	5	65	1,181	4,170	1	5,422
24	三重県	0	16	144	533	767	1,460	0	14	163	1,149	134	1,460
25	滋賀県	0	9	157	308	513	987	0	11	165	810	1	987
26	京都府	0	15	219	734	1,252	2,220	4	17	390	1,805	4	2,220
27	大阪府	0	53	684	2,244	2,970	5,951	1	25	1,037	4,888	0	5,951
28	兵庫県	0	39	403	1,188	2,363	3,993	8	60	948	2,977	0	3,993
29	奈良県	0	12	184	352	634	1,182	1	13	294	865	9	1,182
30	和歌山県	0	13	93	280	487	873	2	28	169	668	6	873
31	鳥取県	0	5	78	157	393	633	3	24	254	352	0	633
32	島根県	0	3	68	170	382	623	0	27	259	337	0	623
33	岡山県	0	16	173	583	1,093	1,865	5	37	496	1,317	10	1,865
34	広島県	0	19	186	573	1,081	1,859	4	52	662	1,140	1	1,859
35	山口県	0	6	91	249	456	802	0	17	213	572	0	802
36	徳島県	0	9	70	172	385	636	2	6	165	455	8	636
37	香川県	0	6	90	245	426	767	0	18	348	401	0	767
38	愛媛県	0	6	128	306	607	1,047	2	15	240	790	0	1,047
39	高知県	0	6	48	139	333	526	1	17	145	329	34	526
40	福岡県	0	30	467	1,178	1,896	3,571	6	46	1,421	2,089	9	3,571
41	佐賀県	0	5	126	263	507	901	2	19	281	550	49	901
42	長崎県	0	8	117	281	519	925	0	13	350	562	0	925
43	熊本県	0	11	227	468	895	1,601	2	36	781	774	8	1,601
44	大分県	1	7	93	285	692	1,078	1	23	448	601	5	1,078
45	宮崎県	0	6	105	273	547	931	0	19	235	670	7	931
46	鹿児島県	0	7	226	416	897	1,546	0	19	519	1,003	5	1,546
47	沖縄県	0	14	138	412	495	1,059	3	24	250	750	32	1,059
合計【人】		5	796	9,583	30,910	50,173	91,467	107	1,889	27,545	61,456	470	91,467
割合		0.0%	0.9%	10.5%	33.8%	54.9%	100.0%	0.1%	2.1%	30.1%	67.2%	0.5%	100.0%

※端数処理(四捨五入)のため、割合の合計は100%にならない場合があります。

スポーツ活動における熱中症事故の防止

① 適切な予防措置



スポーツ庁

- ✓ スポーツ活動中をはじめとして、依然として熱中症による被害が多く発生しています。熱中症は、梅雨明け等の気温が急に上昇したとき、また、合宿初日や休み明け、あるいは低学年（特に新入生）に多くみられます。いずれも、「体が暑さに慣れていない」からです。



【暑熱順化】 気温が高くなり始めたら、暑さに慣れるまでの順化期間を設けましょう。順化期間の最初は運動量を落とし、次第に負荷を高めて行きます。

- 気温が高くなり始める5～6月から開始します
- トレーニング開始から順化の効果が表れるまで5日間を要します
- 服装は汗の蒸発を妨げない服装が好ましいです

- ✓ また、活動の場所や種類にかかわらず、暑さ指数（WBGT）に基づいて活動中止を判断することも必要です。

- ✓ 「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考として、熱中症事故防止のための適切な措置を講じましょう。



スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック

② 指導者等の責任

- ✓ スポーツによる熱中症死亡事故は適切な予防措置を講ずれば防げるものです。ひとたび事故が起きると人命が失われるだけでなく、指導者はその責任を問われ訴訟になる例もあります。熱中症の予防と、発生したときの応急処置方法を指導者は身につけておきましょう。



【法的責任】 事故が発生した場合、民事責任や刑事責任を、指導者等の個人または法人が問われることとなります。 一般的には民事責任（損害賠償責任）が問われますが、死亡など重大な結果となった場合は刑事責任も問われるケースがあります。

【事例】A市の少年野球チームの総監督Bは、試合に負けた罰としてC君ら選手に投げ込みやダッシュなどを課した。C君は練習開始3時間後に倒れ、翌日死亡。死因は熱中症。

民事責任について、Bが過失を認めて謝罪、**賠償金約5,000万円**で和解。刑事責任について、Bは日没後の熱中症は予想できなかった、部員の判断で自由に給水が許されていた等の理由から不起訴処分。

【出典】スポーツリスクマネジメントの実践 —スポーツ事故の防止と法的責任—
（公益財団法人日本スポーツ協会）



スポーツ庁では、令和5年度にスポーツ団体を訪問し、熱中症対策の取組についてヒアリングを行った結果を、以下のとおり取組事例としてまとめました。中央競技団体・地域のスポーツ団体等にとって参考になる情報ですので、関係者への幅広い共有をお願いいたします。

スポーツ団体における熱中症対策取組事例

別添2

事例 1

公益財団法人 日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団

概要

全国スポーツ少年団軟式野球交流大会における実施内容の変更

JSPOは、2023年8月に開催された、JSPO 日本スポーツ少年団、千葉県スポーツ少年団、全日本軟式野球連盟主催の「第45回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会」において、大会前日の判断であったことから、参加者等の混乱が予想されたものの、躊躇することなく子供達の健康と安全を最優先し、熱中症対策の観点から当初の計画を大幅に変更して開催した。

- ① 試合開始時刻を17:30以降に変更し（日中の試合開催を取りやめ）、試合開始前にWBGT値を計測
- ② 開会式、閉会式、少年野球教室を中止
- ③ 試合の実施内容を変更
 - ・イニング数：6回→5回
 - ・試合時間：最長90分→80分
 - ・投手の投球数制限：最大70球→50球

▲主な変更内容

POINT 1

ナイター対応球場やWBGT値を確認して大会の実施可否を判断

大会開催の前日、主催者として一度中止を決定したものの、「子供達も楽しみにしているため何とか実施できないか」との各チーム代表者の声を受けて、実行委員会は実施可否の再検討を行った。

具体的には、球場・審判の確保や子供達が宿泊するホテルの夕食時間の調整、WBGTの予測値の再確認等を行い、最終的に、熱中症対策の観点から実施内容を変更した上で、大会の開催を決定した。

カテゴリ	詳細
WBGT値	・ 試合開始予定時刻の予測値
試合会場	・ ナイター対応の球場の確保可否
帰舎時間	・ 子供達の宿泊するホテルの夕食時間、周辺の交通状況

▲実施可否判断時の主な確認事項

POINT 2

過去の反省を踏まえた安全・安心な大会スケジュールの設計

今回の大会では、結果的に夕方以降に利用できる球場や審判を急遽確保することができたことから、大会自体は開催できたものの、大会前日の判断となったことにより参加者等の混乱を招くこととなった。

上記の反省点も踏まえ、2024年の同大会については、現地のスポーツ少年団と入念な打ち合わせを行い、熱中症の危険性が高まる昼の時間帯を当初から避けるなど、これまで以上の熱中症対策を計画段階から検討している。

事例 2

公益財団法人 日本サッカー協会

概要

公式HPでの特集やオリジナル動画作成による熱中症対策の周知

JFAでは、公式ホームページに「暑熱対策・水分補給」というページを設置し、熱中症対策に係る情報を集約している。具体的には、独自に定めたガイドラインに加え、環境省や厚生労働省の公表資料等を掲載している。さらに、医師監修のもと、熱中症対策の方法を簡潔にまとめたオリジナル動画を作成している。JFAでは、これらを通じて、全国の地域組織における熱中症対策の徹底に取り組んでいる。



▲オリジナル動画



POINT 1

競技特性を考慮した独自の熱中症対策ガイドラインの策定

JFAは2016年に独自の「熱中症対策ガイドライン」を策定している。競技や競技場の特性を考慮し、熱中症を予防するために施すべき対策や、試合実施可否判断のための具体的な基準を示している。ガイドライン策定にあたっては、JSPOが策定したガイドラインをもとにしつつ、「クーリングブレイク」等、国際サッカー連盟（FIFA）が実施している熱中症対策の施策を取り入れた。JSPOのガイドラインで示された方針の大枠をベースに、サッカーという競技の特性を踏まえ、ガイドラインの内容を検討した。



▲「熱中症対策ガイドライン」



POINT 2

ガイドライン違反時の対応を含むFAQの作成（地域組織への徹底）

全国の地域組織における熱中症対策の徹底を図るため、ガイドラインで熱中症対策方針を示した上で、ガイドラインに係るFAQを作成し、よくある質問や現場での細かな運用についても定めることでガイドラインの内容を補足し、現場で活用しやすくしている。また、FAQにおいて、ガイドラインに違反した場合には「懲罰規定により懲罰の対象となります。」と記載することにより、地域組織に対しガイドライン遵守を強く促している。

熱中症ガイドラインについて <FAQ>

- Q. 本ガイドラインに違反した場合はどうなる？
- A. 懲罰規定により懲罰の対象となります。しかし、それ以前の問題として選手等の命を守るための対策であることを十分に認識し、ガイドラインを遵守することが必要です。

以上

2016年3月10日

公益財団法人 日本サッカー協会 競技運営部 作成

▲ガイドラインのFAQ



事例 3

特定非営利活動法人 府中市体育協会／府中市

概要

体育協会と市それぞれで熱中症対策の取組を実施

府中市では、市と体育協会が連携して熱中症対策のための取組を行っている。府中市体育協会では、毎年夏に熱中症予防講習会を開催し、加盟組織内外に対し熱中症予防に係る知識の普及を行っている。府中市では、熱中症の危険性が高い日のスポーツ施設のキャンセルについて、使用料の還付や利用日の振替対応を行っている。

POINT 1

講習を2つの形式で実施し広く啓発（府中市体育協会）

府中市体育協会では、2つの異なる形式で熱中症予防講習会を実施することで、より多くの人々へ熱中症対策の知識普及を図っている。

1つは、ジュニア育成地域推進事業の対象である府中市のクラブ向けに、各クラブの練習や試合を行っている会場に赴き現地で2時間ほど実施する形式となっている。子供向けに講習を行いながら、その場にいる指導者や保護者にも啓発を行っている。もう1つは、府中市体育協会に加盟している全団体向けに、講習場所を設けて実施している。各団体に参加を呼びかけ、積極的な啓発を行っている。

形式	対象	開催方法
パターン1	主に子供	各クラブの練習場所や試合場所に赴き実施
パターン2	指導者	指導者が講習場所に集合

▲熱中症予防講習会の形式

POINT 2

スポーツ施設使用料金の返金・利用日振替対応（府中市）

府中市では、東京都内で熱中症警戒アラートが発表されていたり、熱中症の危険性が高いと利用者自らが判断して市立スポーツ施設の利用を取りやめる場合、利用者に対して使用料を還付する、もしくは施設利用日の振替を認める取組を令和2年から実施している。



熱中症予防のため体育施設利用を取りやめた場合の使用料の還付等について

📧 ポスト 📱 LINEで送る 最終更新日：2023年6月15日

熱中症予防のため、市立体育施設の利用を取りやめた場合は、使用料を還付または振替します。

還付基準

熱中症の危険性が極めて高い暑熱環境が予測される場合において体育施設の利用を取りやめた場合（例）還付対象となるのは以下のような場合です。

- ・利用日に東京都内で熱中症警戒アラートが発表されている場合
- ・利用者が自身の体調を考慮し、熱中症の危険性が高いと判断した場合

注記：冷房設備のある施設は対象外となります。

対象期間

令和5年4月26日（水曜日）から10月25日（水曜日）の利用分

熱中症警戒アラートについて

環境省及び気象庁は、熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、熱中症警戒アラートを発表しています。熱中症警戒アラートが発表されている場合は、熱中症予防行動を積極的にとり、より一層注意しましょう。

熱中症警戒アラートの詳細は、環境省ホームページ（外部サイト）よりご確認ください。

▲使用料の還付等について

事例 4

足立区軟式野球連盟

概要

活動時間／試合時間の制限を求める通達

足立区軟式野球連盟では、足立区や体育協会と連携し、子供達の健康と未来を守るため、徹底した取組を行っている。

具体的には、熱中症対策に係る通達を发出しホームページに掲載することで、各地区リーグの試合時間や各チームの活動（練習含む）時間を制限するなど、加盟団体に対して熱中症予防を促している。



熱中症予防対策として更なるお願いです。
下記の通達（活動中止時間を1時間延長等）を周知徹底をして活動をお願いします。

熱中症予防対策（再通達）20230815.pdf
PDFファイル (80.7 KB)

ダウンロード

◆体育協会からの注意喚起

暑い日が続いています。区内で活動しているスポーツ団体からも熱中症により救急搬送される事案がありました。

加盟団体は傘下チーム・団体に次の注意喚起をお願いいたします。

1 試合中で熱中症警報Aメールに気づかないことがあります。試合中もAメールその他の熱中症警報に注意してください。

●Aメール（足立区メール配信サービス）

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/hodo/ku/koho/a-mail/index.html>

2 暑さ指数3.1度以上、気温35度以上の場合には、運動は原則中止してください。

3 水分補給などの対策を取りながら活動をしていても、体調により熱中症となる場合があります。熱中症警報が出ていなくても、運動前の体調のチェックや運動中の健康観察をし、「無理をしない・させない」ようにしましょう。

▲連盟HPの通達掲載画面

POINT 1

熱中症の危険度が高い時間帯の活動を制限（練習含む）

2023年の通達では、夏季期間中、①12時～15時に活動しないこと（練習含む）、②足立区内の地区リーグの試合は8時には開始し12時までには終了することを加盟団体に依頼することで、気温が高くなる時間帯の活動を避けるようにしている。活動時間制限のルールを決めるに当たっては、区や加盟団体の意見をとりまとめることで、両者にとって受け入れやすいルールとなるようにしている。

また、上記の対応を取った上で熱中症になってしまった場合には、加盟団体から連盟に逐一報告することを求めており、連盟として状況を把握できる体制を整えるなど、何かあった時に連盟として速やかに対応できる環境作りに努めている。

2023/8/15

熱中症予防対策に関して(再通達)

足立区少年軟式野球連盟

8月後半になりますが、まだまだ猛暑日が続いています。
スポーツするには大変危険な状態です。
各リーグ、各チーム様々な方策をいただいていると思いますが改めて、子供たちの命を守る為の行動を考えて活動をお願いします。

◆活動時間について
現在は12時～14時の活動を中止していただくように要望をしていますが下記の通り中止時間を1時間伸ばすように変更します。
・夏季期間は12時～15時の間は活動を中止をお願いします。

▲連盟からの通達

（上記サイトからダウンロード可能）

POINT 2

通達内容の実効性を高めるための対応

実際には通達内容を遵守せずに活動するチームや他地域の球場で活動することで通達内容の適用を免れているチームがいる。そうした行為を繰り返すチームへの対応としては、加盟団体が集まる全体会での繰り返しの要請に加え、個別で話し合いの場を設けたり、連盟の役員が実際にグラウンドを見回りしたりすることによって、加盟団体全体に対する通達内容の浸透を図っている。

スポーツ庁 令和5年度調査研究事業

熱中症対策状況調査 分析とりまとめ

【調査の概要】

①調査目的

日々スポーツ活動を行っている市区町村レベルの競技団体やそれらの競技団体が加盟する体育・スポーツ協会において、熱中症対策のための対応がどの程度なされているのか状況を把握する。

②調査方法：WEBアンケート

都道府県体育・スポーツ協会を經由して市区町村体育・スポーツ協会および市区町村競技団体に対しアンケートフォームのURLを配布。
各協会や団体は、スマートフォンやパソコンからアンケートフォームアクセスして回答を入力。

③調査対象

- ・全国の市区町村体育・スポーツ協会
- ・全国の市区町村競技団体

④調査時期

2023年11月～12月

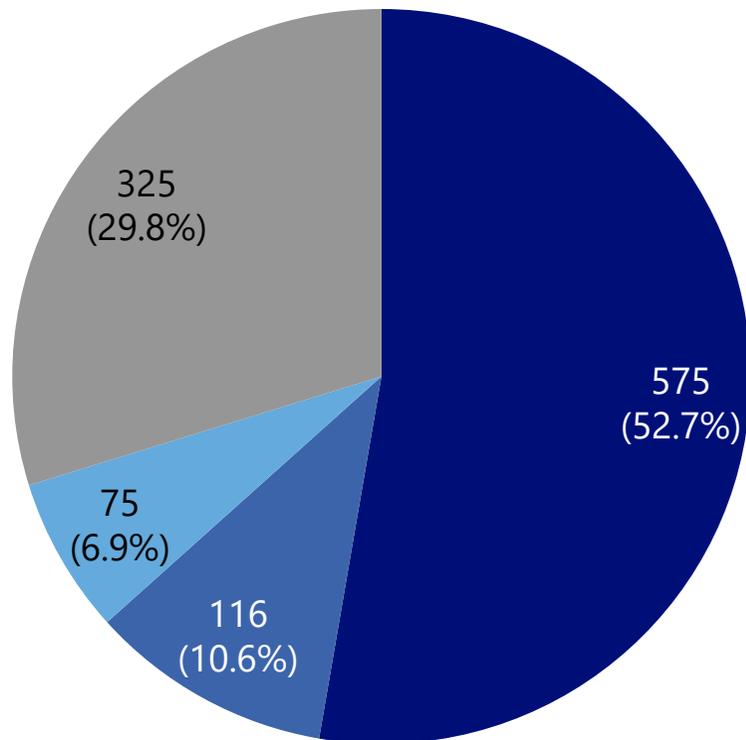
熱中症対策状況調査

大会等の開催や日常のスポーツ活動の実施可否の判断基準として、日本スポーツ協会作成の熱中症予防運動指針を活用している団体が約53%と半数を占める。

中央競技団体の指針を活用している団体は約11%、独自に定めた指針を活用している団体は約7%

Q1. 大会等の開催やスポーツ活動の実施判断基準 (n=1,091)

- 熱中症予防対策の観点から、大会等の開催や日常のスポーツ活動の実施の判断基準として、どのような指針を活用していますか？



- ①日本スポーツ協会（JSPO）作成の熱中症予防運動指針を活用している
- ②中央競技団体（NF）作成の熱中症予防運動指針を活用している
- ③（JSPOやNFの指針とは異なる）自団体独自の熱中症予防に関する運動指針を策定・活用している
- ④活用している指針はない

熱中症対策状況調査

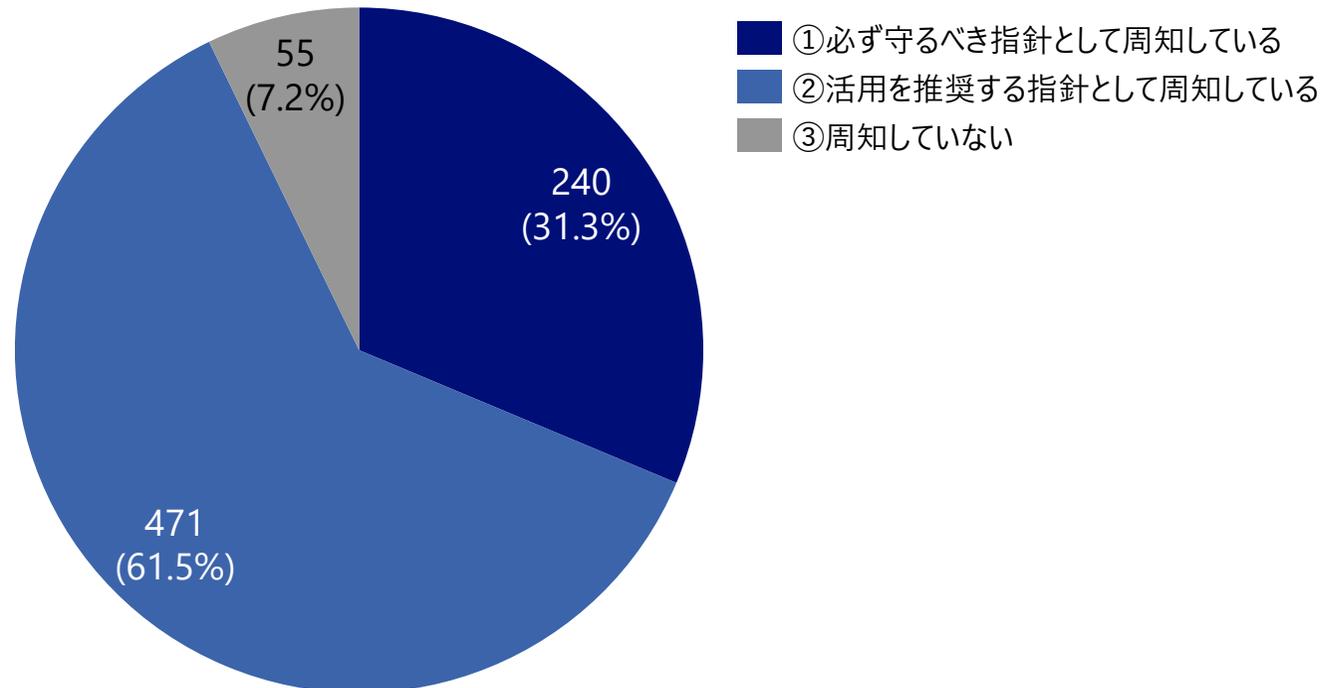
約93%の団体において、自団体に加盟しているチーム・団体に対し熱中症予防運動指針の周知を行っている。

Q2. 加盟チーム・団体に対する熱中症予防運動指針の周知状況 (n=766)

- 加盟しているチーム・団体に対し、日常のスポーツ活動（練習・練習試合）の判断基準として、活用していると回答した熱中症予防運動指針を周知していますか？

※Q1で下記のいずれかを回答した方のみ回答

- ・「①日本スポーツ協会（JSPO）作成の熱中症予防運動指針を活用している」
- ・「②中央競技団体（NF）作成の熱中症予防運動指針を活用している」
- ・「③（JSPOやNFの指針とは異なる）自団体独自の熱中症予防に関する運動指針を策定・活用している」



熱中症対策状況調査

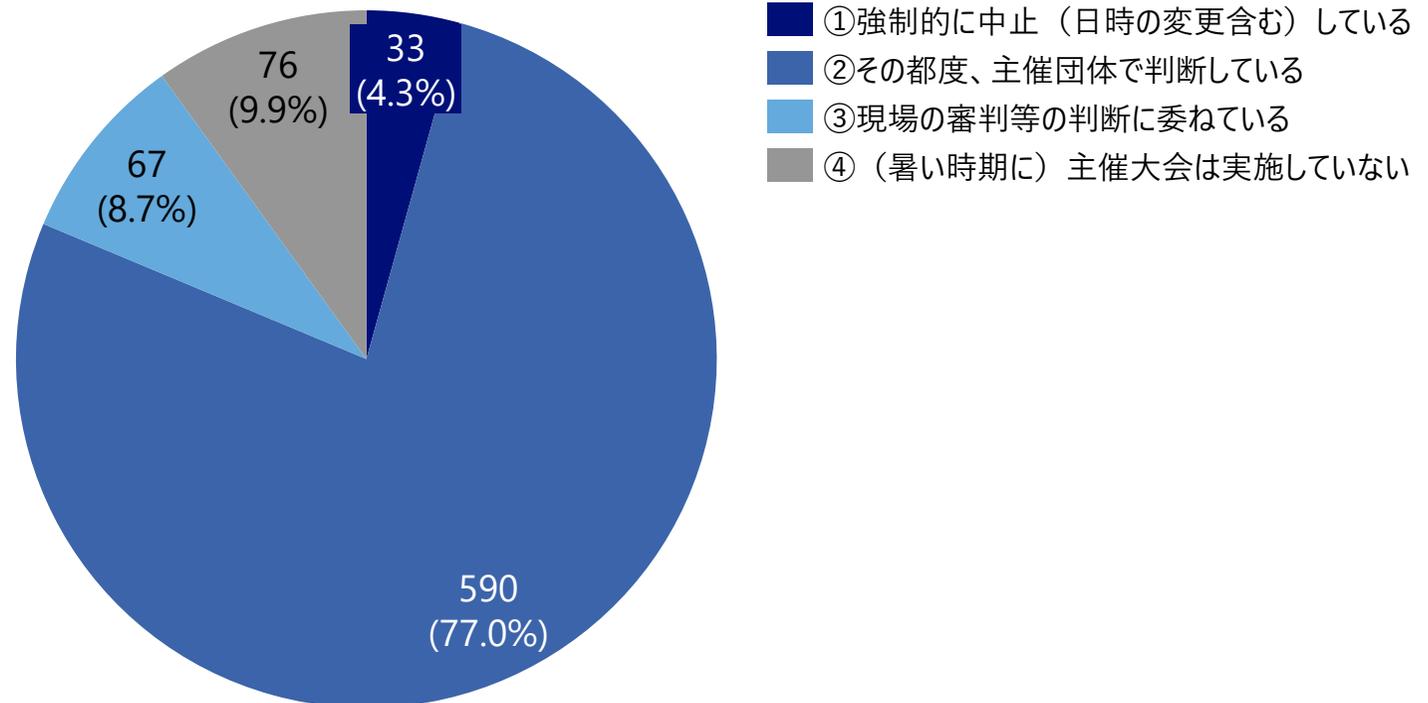
熱中症予防指針における運動可能基準を超えた場合の対応について、主催団体や現場の審判で判断している団体が約86%。強制的に中止し安全を確保している団体も約4%みられた。

Q3.運動可能基準を超えた場合の主催大会での対応（n=766）

- 活用していると回答した指針における運動可能基準（例：WBGT31℃）を超えた場合、主催大会では実施・中止についてどのように対応していますか？

※Q1で下記のいずれかを回答した方のみ回答

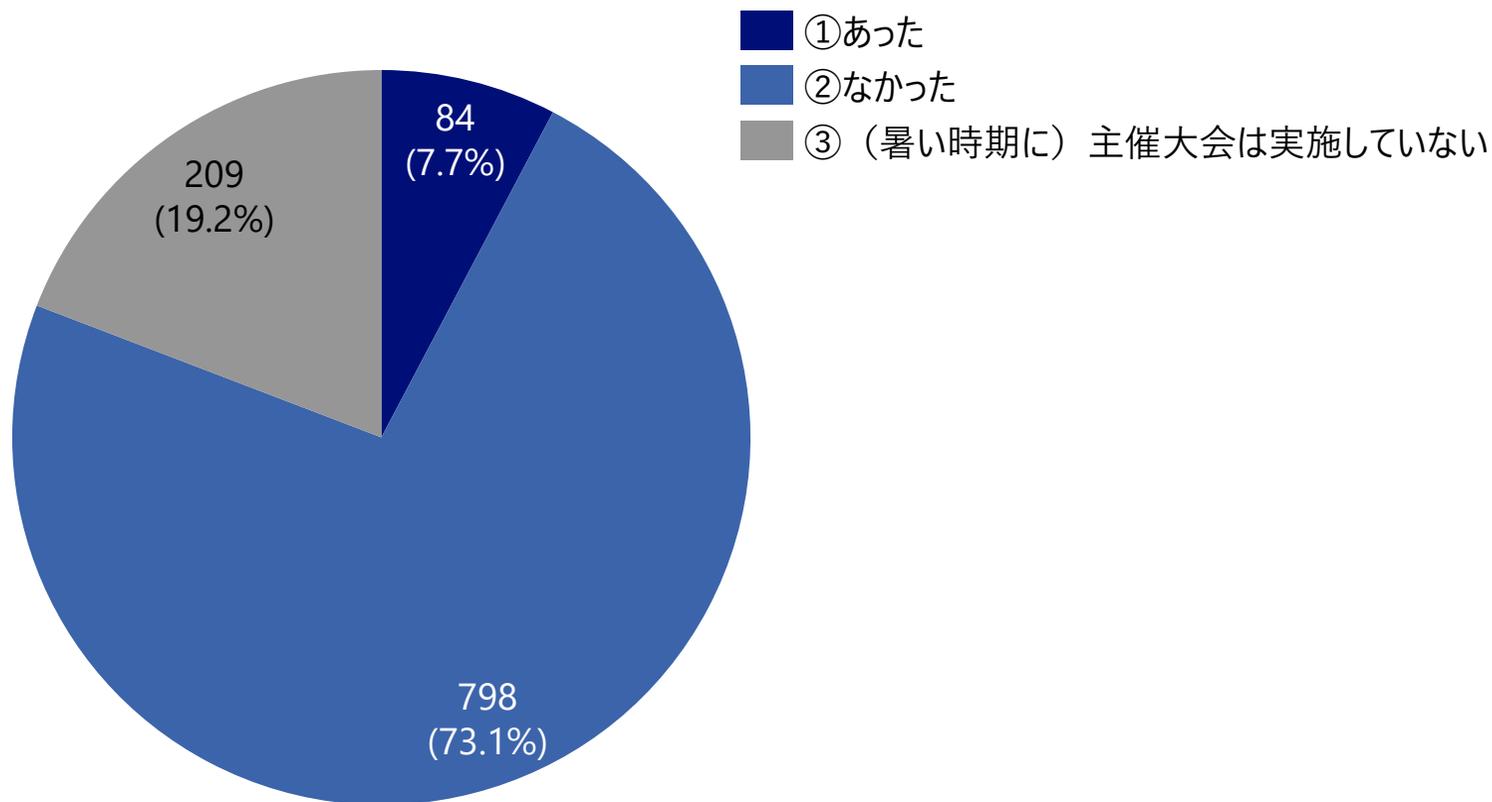
- ・「①日本スポーツ協会（JSPO）作成の熱中症予防運動指針を活用している」
- ・「②中央競技団体（NF）作成の熱中症予防運動指針を活用している」
- ・「③（JSPOやNFの指針とは異なる）自団体独自の熱中症予防に関する運動指針を策定・活用している」



約8%の団体では、2023年に暑さを理由に主催大会を中止した事例があった。

Q4. 暑さを理由にした主催大会中止実績の有無 (n=1,091)

■ 今年、暑さを理由に主催大会を中止（日時の変更含む）にしたケースがありましたか？



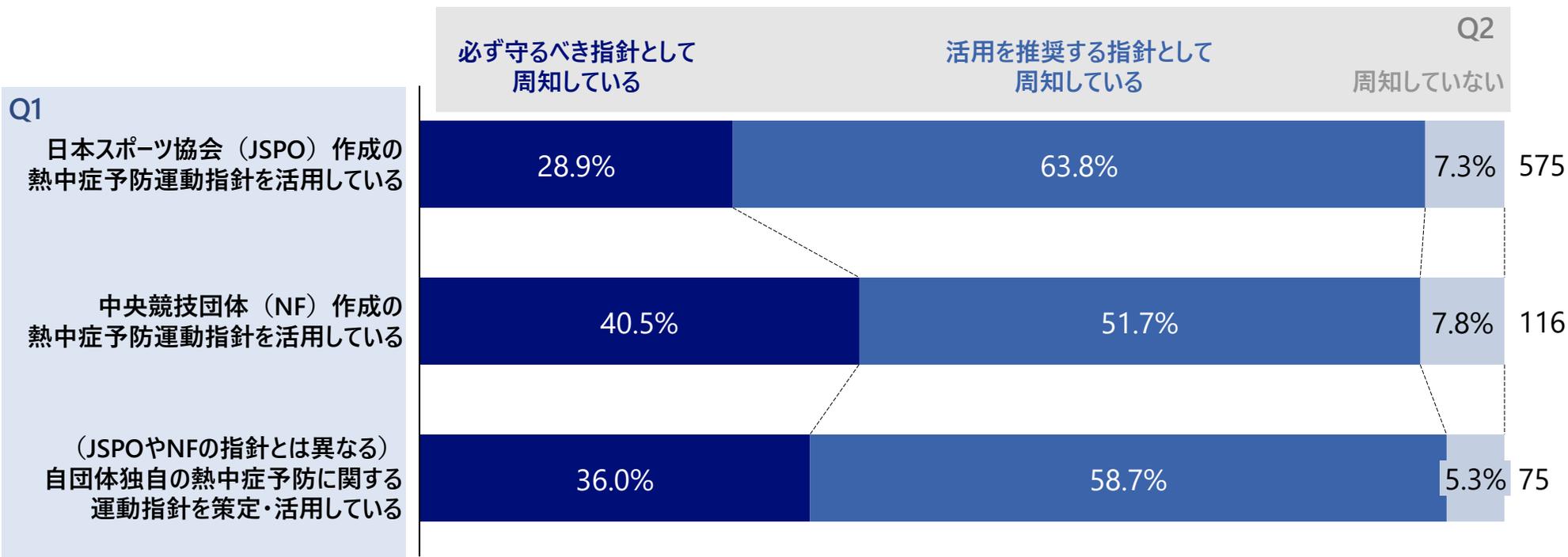
追加分析（設問間クロス集計）

熱中症対策状況調査

中央競技団体作成の指針を活用している団体は、
活用している熱中症予防運動指針を「必ず守るべき指針として周知している」割合が最も高い。

活用している指針と活用状況 (n=766)

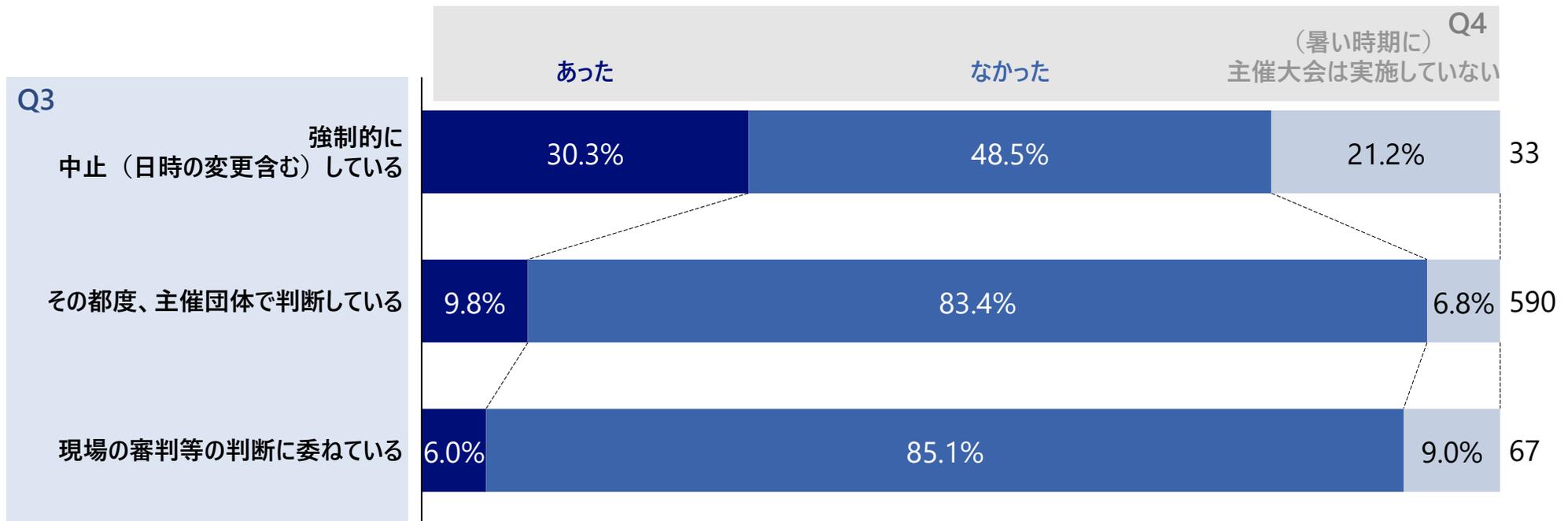
- Q1.熱中症予防対策の観点から、大会等の開催や日常のスポーツ活動の実施の判断基準として、どのような指針を活用していますか？
- Q2.加盟しているチーム・団体に対し、日常のスポーツ活動（練習・練習試合）の判断基準として、活用していると回答した熱中症予防運動指針を周知していますか？



活用している指針の運動可能基準を超えた場合に主催大会を「強制的に中止している」団体は、暑さを理由に主催大会を中止した実績がある団体の割合が他の選択肢を回答した団体よりも高い

主催大会の実施判断可否方法と主催大会中止実績の有無 (n=690)

- Q3.活用していると回答した指針における運動可能基準（例：WBGT31℃）を超えた場合、主催大会では実施・中止についてどのように対応していますか？
- Q4.今年、暑さを理由に主催大会を中止（日時の変更含む）にしたケースがありましたか？



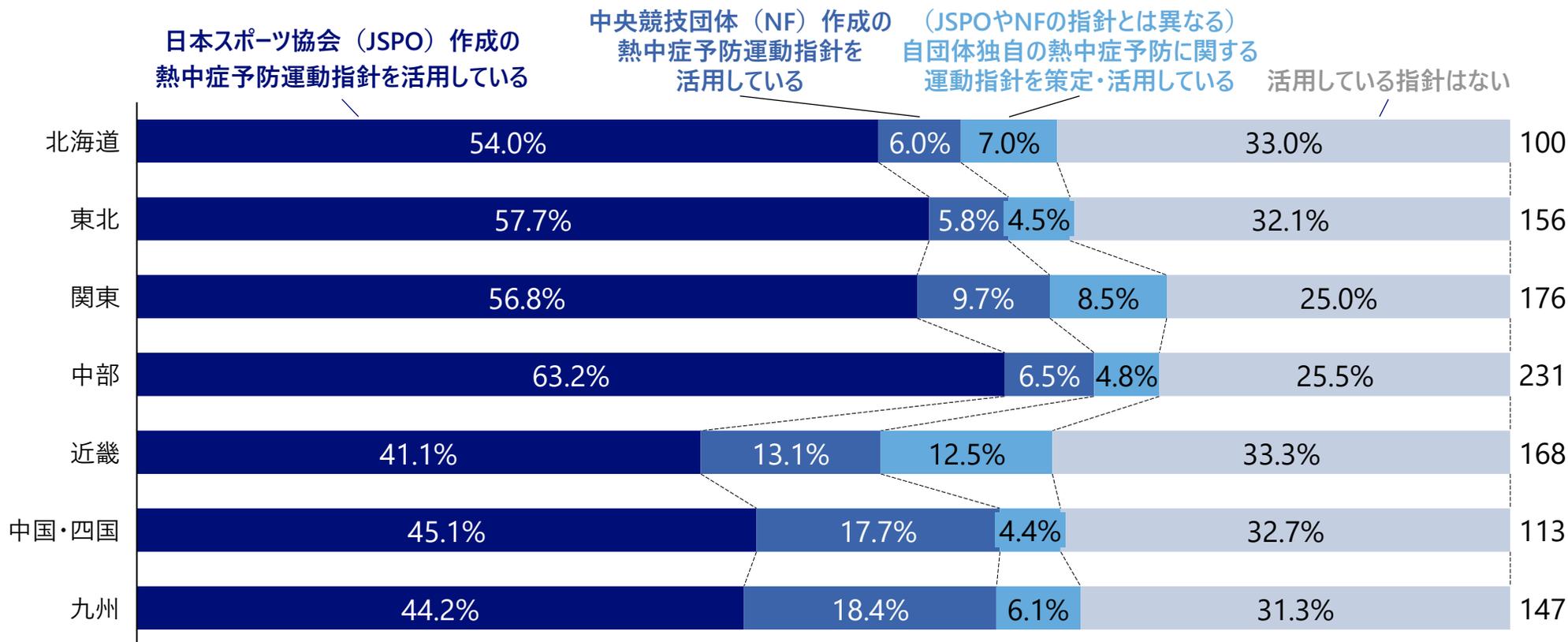
追加分析（地域別クロス集計）

熱中症対策状況調査

中央競技団体の指針を活用している団体の割合は、近畿、中国・四国、九州が高い。
団体独自の指針を活用している団体の割合は近畿が最も高い。

Q1地域別集計 (n=1,091)

- Q1.熱中症予防対策の観点から、大会等の開催や日常のスポーツ活動の実施の判断基準として、どのような指針を活用していますか？

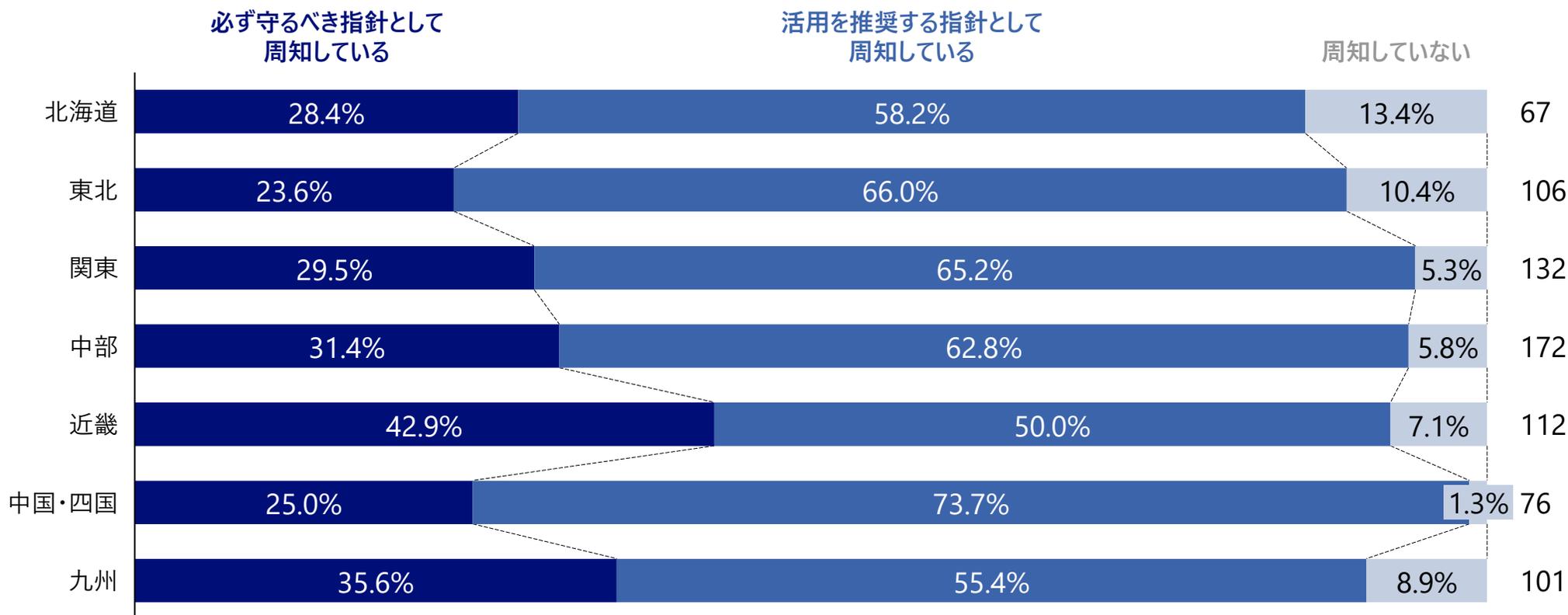


熱中症対策状況調査

自団体に加盟しているチーム・団体に対し指針を「必ず守るべき指針として周知している」団体の割合は、近畿が最も高い。

Q2地域別集計 (n=766)

- Q2.加盟しているチーム・団体に対し、日常のスポーツ活動（練習・練習試合）の判断基準として、活用していると回答した熱中症予防運動指針を周知していますか？

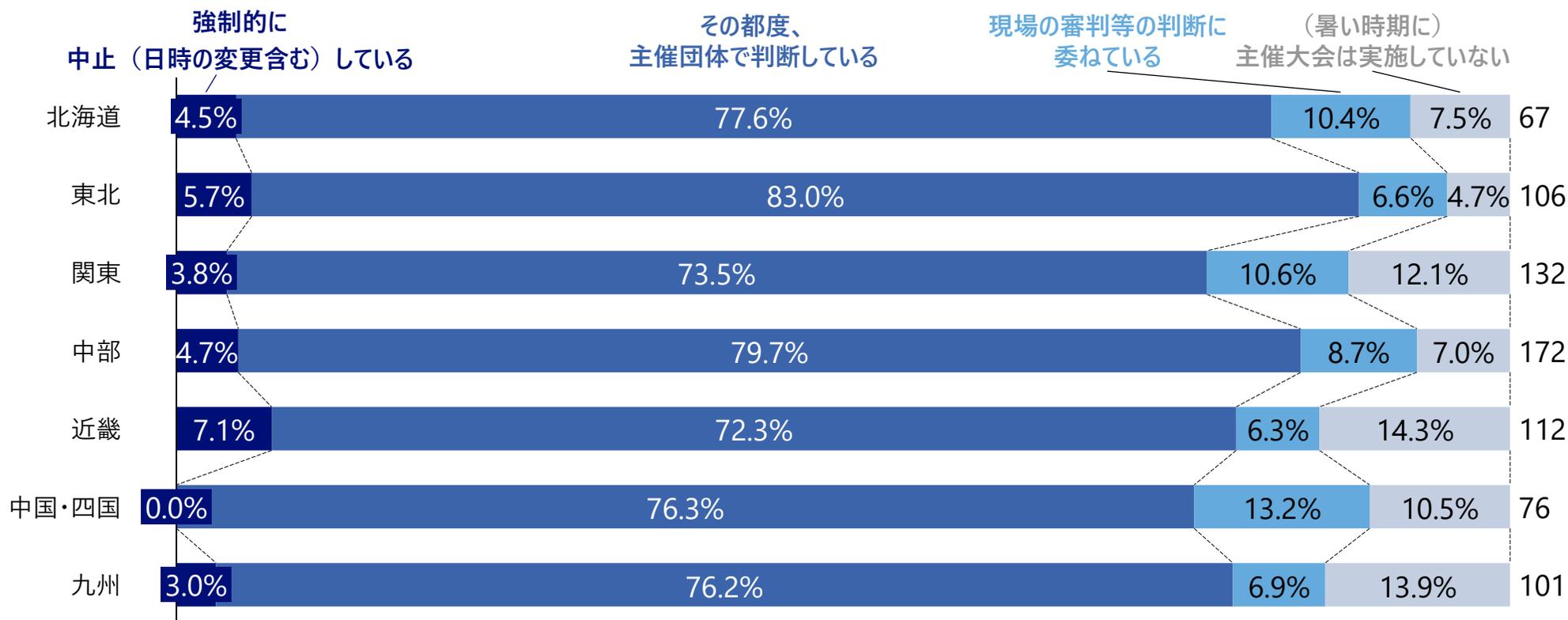


熱中症対策状況調査

指針の運動可能基準を超えた場合、主催大会を「強制的に中止（日時の変更含む）している」団体の割合は、近畿が最も高い。

Q3地域別集計（n=766）

- Q3.活用していると回答した指針における運動可能基準（例：WBGT31℃）を超えた場合、主催大会では実施・中止についてどのように対応していますか？

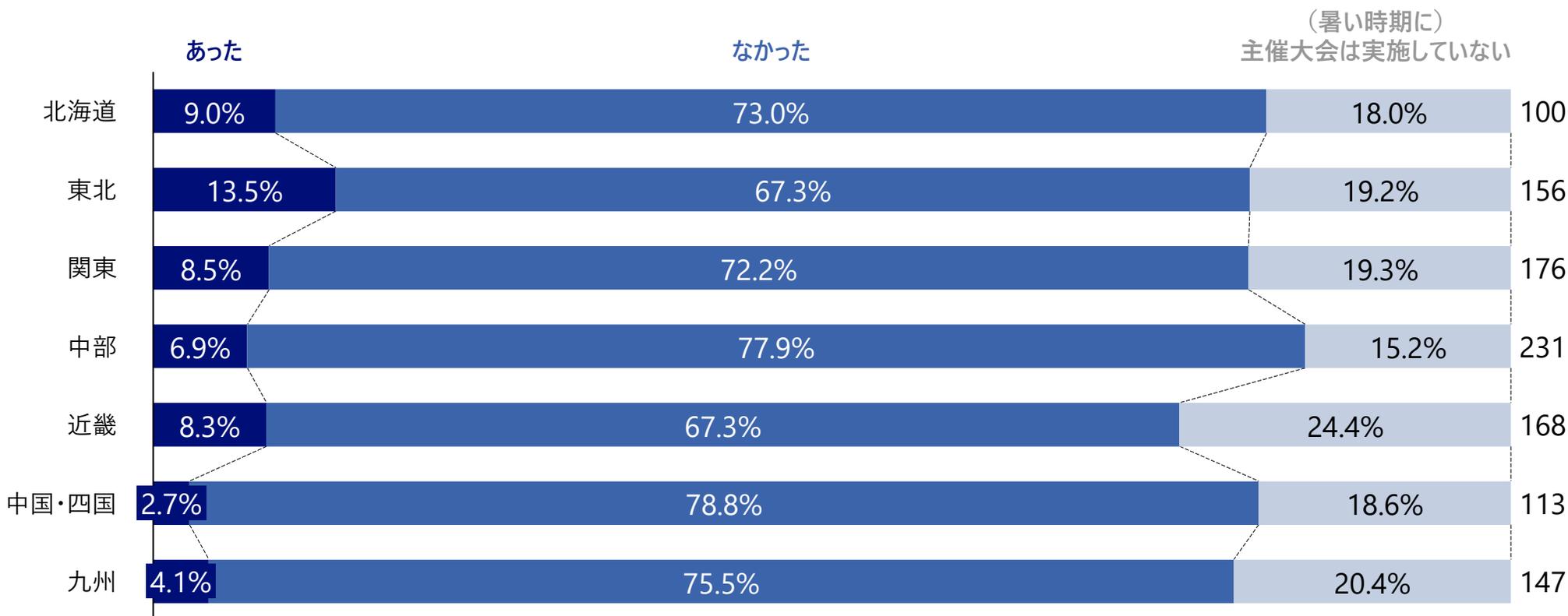


熱中症対策状況調査

暑さを理由に主催大会を中止にした実績のある団体の割合は、東北が最も高く、中国・四国、九州が低い。

Q4地域別集計 (n=1,091)

■ Q4.今年、暑さを理由に主催大会を中止（日時の変更含む）にしたケースがありましたか？



気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を 別添4 改正する法律の概要

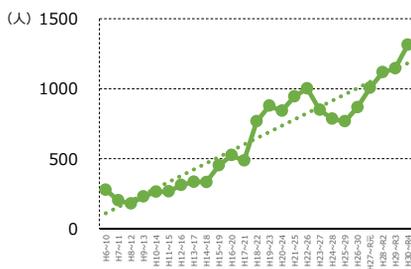
公布日：令和5年5月12日

気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、**気候変動適応法**を改正し、熱中症に関する政府の対策を示す**実行計画**や、熱中症の危険が高い場合に国民に注意を促す**特別警戒情報**を法定化するとともに、特別警戒情報の発表期間中における**暑熱から避難するための施設の開放措置**など、熱中症予防を強化するための仕組みを創設する等の措置を講じるものです。

■ 背景

- 熱中症対策については、関係府省庁で普及啓発等に取り組んできたが、熱中症による**死亡者数の増加傾向**が続いており、近年は、**年間1,000人を超える**年も。
- 「**熱中症警戒アラート**」（本格実施は令和3年から）の発表も実施してきたが、**熱中症予防の必要性**は未だ国民に十分に浸透していない。
- 今後、地球温暖化が進めば、**極端な高温**の発生リスクも**増加**すると見込まれることから、法的裏付けのある、より積極的な熱中症対策を進める必要あり。

熱中症による死亡者(5年移動平均)の推移



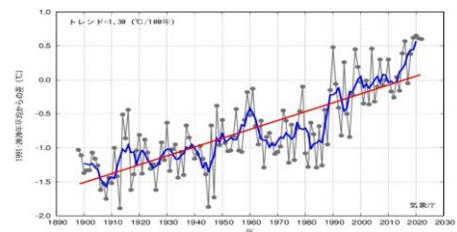
出典：人口動態統計から環境省が作成

自然災害及び熱中症による死者数

	自然災害	熱中症
2017年	129人	635人
2018年	452人	1,581人
2019年	159人	1,224人
2020年	128人	1,528人
2021年	150人	755人
2022年	26人	1,477人

出典：令和5年防災白書及び人口動態統計

日本の年平均気温偏差



細線（黒）：各年の平均気温の基準値からの偏差、太線（青）：偏差の5年移動平均値、直線（赤）：長期変化傾向。基準値は1991～2020年の30年平均値。

出典：気象庁 日本の年平均気温

■ 主な改正内容

現状

気候変動適応法の改正により措置

国の対策

- 環境大臣が議長を務める熱中症対策推進会議（構成員は関係府省庁の担当部局長）で**熱中症対策行動計画**を策定（法の位置づけなし）

（関係府省庁：内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁、気象庁）

- **熱中症対策実行計画**として**法定の閣議決定計画**に格上げ
→関係府省庁間の**連携を強化**し、これまで以上に**総合的かつ計画的**に熱中症対策を推進

※熱中症対策推進会議は熱中症対策実行計画において位置づけ

アラート

- 環境省と気象庁とで、**熱中症警戒アラート**を発信（法の位置づけなし）
※本格実施は令和3年から

現行「アラート」の告知画像



- 現行アラートを**熱中症警戒情報**として**法に位置づけ**
- さらに、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、一段上の**熱中症特別警戒情報**を創設（**新規**）

→法定化により、以下の**措置とも連動**した、より**強力かつ確実な熱中症対策**が可能に

地域の対策

- 海外においては、**極端な高温時への対策**としてクーリングシェルターの活用が進められているが、国内での取組は限定的
- 独居老人等の熱中症弱者に対する地域における見守りや声かけを行う自治体職員等が不足

- 市町村長が冷房設備を有する等の要件を満たす施設（公民館、図書館、ショッピングセンター等）を**指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）**として指定（**新規**）
→指定暑熱避難施設は、特別警戒情報の発表期間中、**一般に開放**

- 市町村長が熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を**熱中症対策普及団体**として指定（**新規**）
→**地域の実情**に合わせた普及啓発により、熱中症弱者の**予防行動を徹底**



<施行期日>

- 熱中症対策実行計画の策定に関する規定：公布の日から1月以内で政令で定める日（令和5年6月1日）
- その他の規定：公布の日から1年以内で政令で定める日（令和6年4月1日）

独立行政法人環境再生保全機構法の改正により措置

- **警戒情報の発表の前提**となる情報の整理・分析等や、**地域における対策推進**に関する情報の提供等を環境再生保全機構の業務に追加
→ 熱中症対策をより**安定的かつ着実**に行える体制を確立

政府・市町村等関係主体の連携した対策の推進により、熱中症死亡者数の顕著な減少を目指す

熱中症特別警戒情報

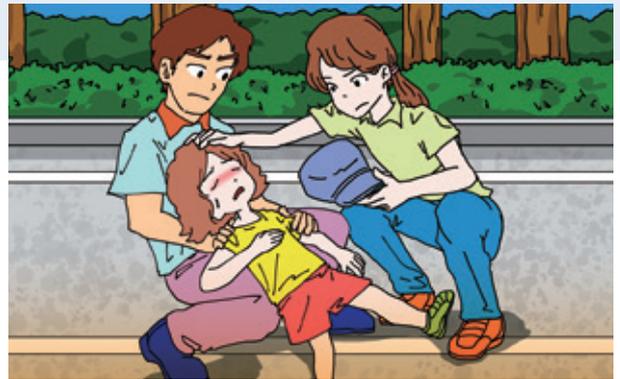
[熱中症特別警戒アラート]

熱中症予防情報サイト



熱中症特別警戒アラートとは

- 広域的に過去に例のない危険な暑さ等により、熱中症救急搬送者数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるようなおそれがある場合に発表されます。
- 具体的には、都道府県内の全ての暑さ指数情報提供地点において暑さ指数35以上となる時などが該当します。



熱中症特別警戒アラート等の色のイメージ

熱中症特別警戒アラート(熱中症特別警戒情報) 発表中

熱中症警戒アラート(熱中症警戒情報) 発表中

暑さ指数31・32に達する地域※

※暑さ指数31以上は、日本生気象学会の指針によると、危険とされており、日本スポーツ協会によると、運動は原則中止とされている。

熱中症を予防するために

- 高齢者、乳幼児等の熱中症にかかりやすい方の周りの方は、熱中症にかかりやすい方が室内等のエアコン等により涼しい環境で過ごせているか確認してください。
- 熱中症にかかりやすくない方も、水分補給・塩分補給をしてください。
- 校長や経営者、イベント主催者等の管理者は、全ての方が熱中症対策を徹底できているか確認し、徹底できていない場合は、運動、外出、イベント等の中止、延期、変更(リモートワークへの変更を含む。)等を判断してください。



熱中症に関する情報

暑さ指数、熱中症警戒アラート、熱中症特別警戒アラート等

暑くなる前に

- 熱中症やその対策等について学ぶ
- 住まいの工夫など（エアコンの試運転）
- 暑さになれて、暑さに強くなる準備（暑熱順化）

暑さ指数を提供している全国約840地点で、
気象情報を基に暑さ指数の予測値を算出

熱中症警戒アラート

前日17時頃に
該当地域に発表

当日5時頃に
該当地域に発表

前日

3:00

6:00

9:00

12:00

15:00

18:00

21:00

0:00

当日

3:00

6:00

9:00

12:00

15:00

18:00

21:00

熱中症特別警戒アラート

前日14時頃に
該当地域自治体に発表

当日0:00~23:59まで

■発表時

- ・熱中症予防行動の徹底
- ・家族や周囲の人々による見守り、声かけ等の共助等と公的な支援である共助も活用
- ・運動、外出、イベント等の中止や延期を検討推奨

共通する当日までの準備・確認事項

- ・涼しく過ごせる環境の確保
- ・水分、塩分補給の準備
- ・高齢者、乳幼児等熱中症にかかりやすい方への準備を確認
- ・翌日の運動、外出、イベント等の中止や延期を判断

※熱中症特別警戒アラート及び熱中症警戒アラートの発表後の取り消し、また解除の案内はございません